

広報 たまうくり

人口と世帯数

50年 6 月 1 日現在
(単位・戸, 人)

総人口 13,831人

男 6,794人

女 7,037人

世帯数 3,087戸

(毎月1回発行) 発行人 町長 坂本 常蔵 昭和38年 1 月23日 第三種郵便物認可
印刷所 さんゆう社印刷 定価20円



さつきに囲まれ御機嫌

— 違いの分かる松沢茂さん —

▲ 松沢茂さん

世はまさにさつきブーム、町内にも、数多くの愛好家がおられます。

その中のお一人、加茂の区長、松沢茂さん宅を訪れ、御自慢のさつきを拝見させていただきました。

庭先から軒先まで、所狭しとならべられたさつきの数々に囲まれ、松沢さんは得意満面。

さつきの種類、仕立方などを中心に、お話を伺いました。お話のそこかしこに、違いの分かる男の一面がチラリ、門外漢は、ただただ、感じいるばかりでした。

(2)町税及び公債の状況

①町 税

科 目	予 算 額	割 合 %	歳 入 額	歳入率 %
町 税	170,488千円	100	195,595千円	114.7
町 民 税	51,231千円	30.1	68,579千円	133.9
固 定 資 産 税	66,374千円	38.9	68,196千円	102.7
軽自動車税	3,888千円	2.3	3,971千円	102.9
たばこ消費税	22,472千円	13.2	24,659千円	109.7
電 ガ ス 税	7,707千円	4.5	11,129千円	144.4
木材取引税	1千円	0	8千円	800
特別土地保有税	18,815千円	11.0	19,053千円	101.2

種 目	金 額	世 帯 当	人口1人当
直 接 税	159,807千円	51,885円	11,540円
間 接 税	35,788千円	11,619円	2,584円

(3)国民健康保険の歳入歳出状況

①歳 入

科 目	予 算 額	割 合 %	歳 入 額	歳入率 %
保 険 税	114,794千円	42.8	117,083千円	101.9
使用料及手数料	6千円	0.0	10千円	166.6
国庫支出金	135,486千円	50.4	107,708千円	79.4
県支出金	525千円	0.2	0	0
財産収入	287千円	0.1	287千円	100
繰越金	16,457千円	6.1	16,457千円	100
諸収入	1,167千円	0.4	1,173千円	100
歳入計	286,722千円	100	242,718千円	90.3

上 期 239,269千円 124,288千円 51.9

②公 債

科 目	元 金	割 合 %
総 務 債	4,423千円	1.3
産 業 債	7,526千円	2.2
教 育 債	256,325千円	73.9
土 木 債	76,517千円	22.1
消 防 債	1,375千円	0.4
ほ て ん 債	301千円	0.1

合 計 346,467千円

公 債 額 面	346,467千円
下 期 借 入	4,000千円
下 期 償 還	25,559千円

公 債 額	世 帯 当	人 口 当
346,467千円	112,489円	25,019円

②歳 出

科 目	予 算 額	割 合 %	歳 出 額	執行率 %
総 務 費	21,618千円	8.0	19,491千円	90.1
保 険 給 付 費	233,644千円	87.0	179,829千円	76.9
保 健 施 設 費	8,134千円	3.0	6,348千円	78.0
諸 支 出 金	1,457千円	0.5	1,452千円	99.6
予 備 費	3,869千円	1.5	0	0
歳 出 計	268,722千円	100	207,120千円	77.0

上 期 239,269千円 79,658千円 33.2

昭和50年 3 月末日現在

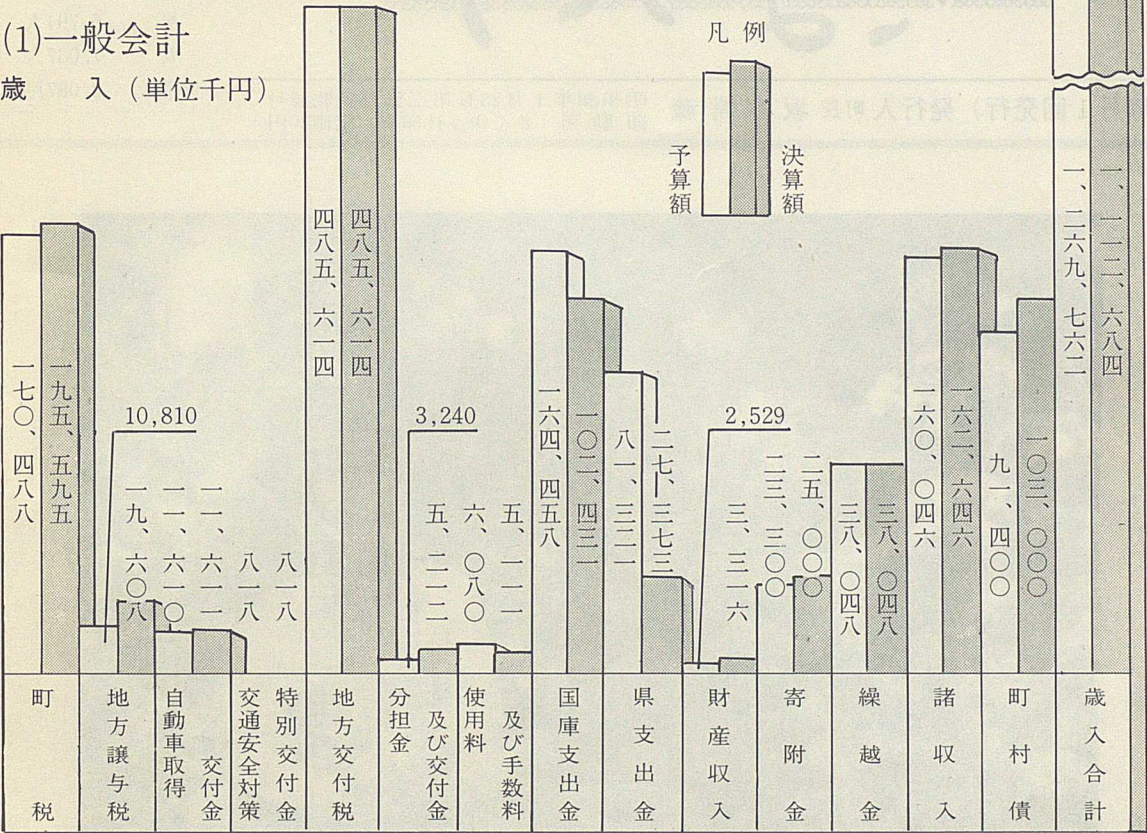
被保険世帯数 2,394戸
被 保 険 者 数 9,971人

財政事情書

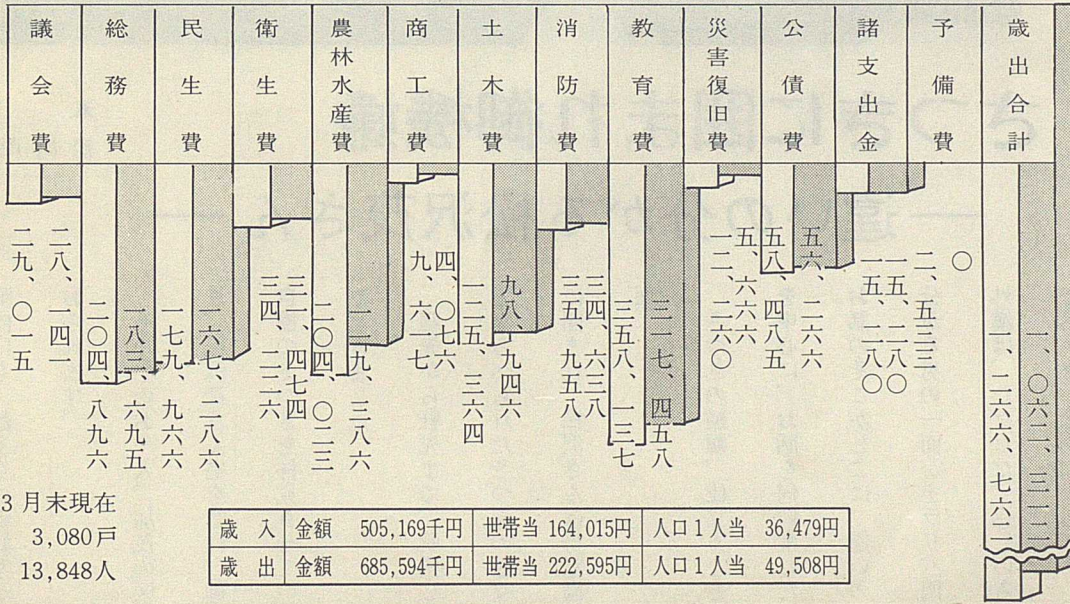
昭和49年10月1日～昭和50年 3 月31日
地方自治法第 243 条の3にもとづく「財政事情書
の作成及公表」に関する条例の定めるところによ
り玉造町財政事情書を公表いたします。

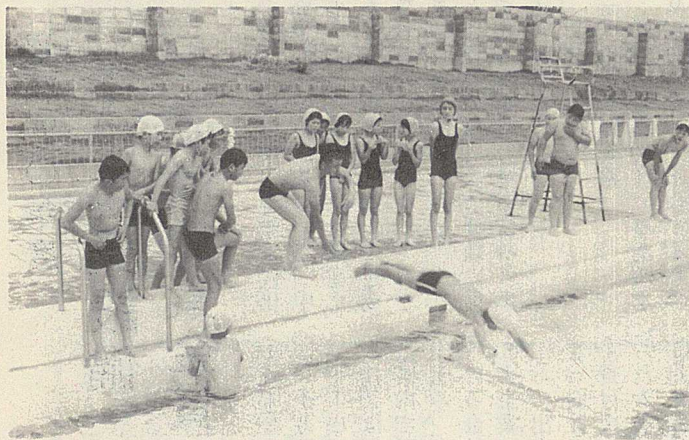
(1)一般会計

①歳 入（単位千円）

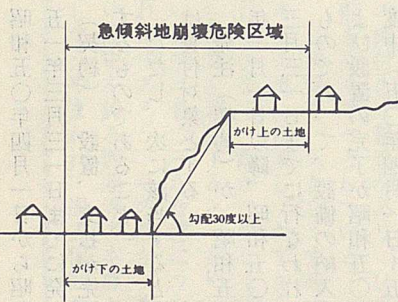


②歳 出（単位千円）





- 四、注意事項
小学校三年生ま
- 別表のとおりで
- 料金
- 三、プール開場
- 四時まで
- (午後一時)
- 第二時間帯
- 正午まで
- (午前九時)
- 第一時間帯



一、県は、がけくずれによる生命・財産等の被害を防止するため、がけくずれのおそれのある地域を、急傾斜地法の定めるところにより、急傾斜

がけくずれのおそれのある地域に住んでいる皆さんへ
茨城県・玉造町

玉造五局 一四七四番

料金表 (1時間帯き)

区 分	料 金
一 般	50 円
中・高校生	30 円
小 学 生	20 円

危険区域の中では、がけくずれによる災害を防ぐために次のようなことをするときには県の許可が必要ですから、あらかじめ、役場または、県にご相談下さい。

住居の用に供する建物以外の工作物の設置、盛土、切土、くっさく、のり切り、立木の伐採・運搬、土石の採取、排水設備の設置、水のたれ流し及び水の貯留をするとき

住居の用に供する建物の新築・増改築をするとき

役場建設課
県土木事務所
県河川課

県建築指導課

神様の御協力をえて

公園造成

若海区长 田山 富 弥

「明るく豊かな農村作り」を目指す農村総合整備モデル事業は、現在、町内各所で着々と工事進行中です。その中の一つ、児童公園建設予定地・若海部落の区長さんから、投稿がありましたので掲載いたします。

ここ若海部落東方に貝食時代のころと言われる古代貝塚があり、その上に、香取神社



がおわしまして、戦時中は、戦争の神様として武運長久を祈願されたものです。現在では、年三回、ささやかな祭りが行なわれております。その一は、湯立祭と言い、部落全戸が集り大木の枝を切り、三百六十五本の薪を作り大釜で湯をわかし、病氣災難の「おほらい式」の行事が行なわれます。その二は、八月の月の最初の子の日丑の日の二日間を祭の日とし、これを子丑祭と言ひ古くから境内外では演芸をはじめ、すもう剣道が行なわれ、体育娯楽の祭でした。▲すべり台が出来たノ

その三は、九月二十七日に行なわれる甘酒祭の行事で、部落中の老若男女が集り、大量に作った甘酒を呑み放題呑みかます体力作りの行事と聞いております。こうした数々の行事も今では簡素化され、参拝客も少なくなりましたが、昔からの大木だけは、部落の民安かれと見守って居るようです。夏休みともなると、この涼しい森に、家庭や道路から遊び場を奪われた大ぜいの子供達が集り、良い遊び場・開放地区でもあったようです。しかし、遊び場としては何

の施設もなく、前区長もたびたび、子供達に、手洗と水道を作ってほしいとせがまれ、苦慮し、部落に計ったこともしばしばありました。幸にも、今度、農村総合整備モデル地区の一環として、児童公園の指定を受けることができ、以来、部落氏子及び神社庁の同意を得て、この香取神社境内の山林約二反五畝が開発され、夢の公園となつたわけです。近代的なこの公園に、手洗・水道はもちろん、老人の遊歩道、ローラースケート場、バレーコートと数々の施設が

出来、老若男女を問わずよい体育娯楽のいいの場が生まれたわけです。町内の皆様も活用あらんことを祈ります。昔よりただ一人、鎮座おわします香取神社の大神も、さぞ目の前に立派できれいな公園が出来、にぎやかになって喜んでおられることと思ひます。終りに、役場をはじめ、多くの関係機関の皆様御指導御後援に対し厚く御礼申し上げますとともに、神様の御協力にも敬意を表し、御礼申し上げます。六月十日

(4)水道事業の歳入歳出の状況

①歳 入

科 目	予 算 額	割 合 %	歳 入 額	歳入率 %
使用料及手数料	6,502千円	5.3	6,059千円	93.1
分担金及負担金	13,545千円	11.1	8,495千円	62.7
国庫支出金	21,500千円	17.7	12,900千円	60.0
県支出金	12,902千円	10.6	0	0
繰入金	15,280千円	12.5	15,280千円	100
繰越金	533千円	0.4	527千円	98.8
町債	49,700千円	40.8	0	0
諸収入	1,851千円	1.6	961千円	51.9
歳入計	121,813千円	100	44,222千円	36.3

上 期 258,810千円 11,043千円 4.2

②歳 出

科 目	予 算 額	割 合 %	歳 出 額	執行率
総務費	10,715千円	8.8	8,998千円	83.9
簡易水道事業費	105,262千円	86.4	28,596千円	27.1
公債	5,036千円	4.1	5,013千円	99.5
予算費	800千円	0.7	0	0
歳出計	121,813千円	100	42,607千円	34.9

上 期 258,810千円 13,129千円 5.0

公債の状況

額面 79,200千円

昭和五〇年度

中小企業設備

近代化資金貸付の案内

県は、毎年中小企業近代化資金等助成法に基づいて、中小企業の経営合理化を推進するため、設備の近代化に必要な資金の貸付を行なっております。本年度貸付を受けようとする方は、次の要項に従って、県商工労働事務所に申込手続をして下さい。

一、申込者の資格
県内に工場又は、事業所を有し次の各号に適合するもの

①資本金一億円（サービス業は一千万円）従業員三〇〇人（サービス業五〇人）以下の会社又は個人。
②県内で現在の事業を一年以上営み、かつ事業税を完納している会社又は個人。
③大企業（資本金一億円以上）からの出資が二分の一を越えない会社又は個人。
④貸付金の返済が確実と認められる会社又は個人。
⑤対象設備は原則として、

昭和五〇年四月一日から昭和五一年三月三十一日までに発注（契約）、設置、支払が完了するものであること。

ただし、次に該当するときには貸付対象とする。

発注（契約）が、昭和五〇年一月一日以降、昭和五〇年三月三十一日までに済むものであること。

①貸付率、貸付対象設備購入費の五〇パーセント以内
②貸付金の限度、一企業当たり貸付金の限度は、原則として十万円以上八〇万円以下。
③貸付金、五ヶ年（一年ずつ置き四年均等半年賦償還）ただし、公害防止施設（汚水、ばい煙、騒音等）の場合は、十二年間
④貸付金の利率、無利子

⑤保証人、確実な保証能力のある連帯保証人二人以上（法人の場合にあつては、一人は役員（個人保証））

三、貸付企業選定
貸付企業の選定は、企業体質、設備の必要性、設備の能力、資金調達力および償還能力の有無について企業診断を実施し審査の上、選定する。

四、申請書の受付期間
●第一回
昭和五〇年四月二〇日
～四月三〇日
●第二回
昭和五〇年七月二〇日
～七月三十一日
●第三回
昭和五〇年十月二〇日
～十月三十一日

季節の話題

花のいのち

六月は花のゆたかな月です。お部屋にはバラを、窓辺にはアイリスを、ポタン、シヤクヤク、キクのつぼみ

しまうこともあるこのごろですが、気がついたらもう一度花の命をとりもどしてやってください。

やり方は簡単です。花から五センチぐらいで茎を切り、冷たい水の中でチョキンチョキンと何度も水切りをくり返して、ガク近くまで切り進んだら、水を入れたガラスばちに放ちますとみる間に花びらを開きます。これでまたしばらくたのしみものばせます。

花を活けるといいますが別に華道の流儀とは関係なく、花を愛する心が、花を助け、花の心が通じることになるのではないのでしょうか。

せまい食卓の上なら、フルーツざらや、ブランドーグラスに花を浮かせて、美しさをいとしむ心をもちたいものです。

資金枠の都合で期限前に打切ることがありますので、早めに申込み下さい。

五、申請書受付
鹿島商工労働事務所受付け
詳しい内容を知りたい方も問い合わせ下さい。

●所在地
鹿島郡鹿島町平井一八七
●電話
〇二九九八―二一六五四四

いもうと



手賀小二年 のはらひとみ

いもうとは、五さいでかつみといひます。らいねん、ようちえんです。いつも、わたしとおなじようふくをきています。せいは、わたしとおなじです。わたしは、べんきょうが、おわたたら、あそびにいきます。いもうとは、あとをついてきます。そして、わたしは、いもうとをつれて、きぬこちゃんの家についてごむとびをしてあそびます。

元気で
ほがらか
クラスのマスコット
プロフィール

青い空
水色の空
黒い空
いつも色がちがう。
空も
わたしたちみたいに、服があるのだから、
空は、生きている。
空から雨がふるときは、
きつこないている。
わたしたちもななくときはある。

運動好きな
明かるい子ども
プロフィール
わたしたちと
空はにている。
でも
勉強はしない。
空は
「いいなあ」
わたしたちには、兄弟がある。
空には、兄弟があるのかなあ。



文化財をたずねて

西蓮寺薬師如来坐像



薬師如来像

平安時代後期（貞観時代、立、優しく開いた両眼、両肩約八百年前頃）有名な定朝の肉付きに量感があり、ひざ前も高く堂々としている。

この像を、大きなうす暗い本堂の奥に安置し、かすかな灯明の下で、静かに坐して拝した昔を想像すると、あやしうまでにおそかな感にうたれたであろう。その故か、古い歴史を誇る西蓮寺の本尊としてうやまわれ、過去何回か

の大火で建物はすべて焼失しても、恐らく必死で守られ難をまぬがれてきたのであろう。昭和三十三年、県的重要文化財の指定を受け、三十六年

季節のカメラ

学校からの帰り道
昆虫採集をしている
子どもたち
何をつかまえたのかな？
しんけんな顔
おかげでGパンは
まっ黒

誕生おめでとう
いざいざいざ

赤ちゃん

古渡 二男 続柄
鈴木 ひろみ 長女
高塚 一徳 長男
塙由美子 長女
大津謙一 長男
郡司 さゆり 長女
大久保 裕司 長男
石津 寛行 長男

保護者
弥衛 高須 部落
武茂 竹の塙
和治 諸井
勝美 上宿
菊男 中宿
米蔵 中山
利章 沖洲

出産

へ4月

七月中にお忘れなく

—— 予定納税第一期分 ——

～税務所から～

七月といえば、「海びらき、山びらき」と、いよいよ躍動する夏の到来ですが税金ではこの月が、予定納税第一期分を納めていただく月になっております。

所得税は、第一期（七月～第二期（十一月）、第三期（翌年の三月）に分けて納税することになっており、第一期分と第二期分は、前年の納税額を基にして計算した金額（予定納税基準額）の三分の一ずつ納めることとなります。

予定納税額は、六月中旬に税務署から通知されますので、七月一日から七月三十一日までの間に、忘れずに納めてください。

おみやぎ
申し上げます

氏名

関口 泰清 八六 年令
阿部 幸 七三
富田 好重 一二
長谷川 好重 八三
八木 福太郎 七七
飯田 房之助 八四
郡司 茂 五五
鬼沢 平 七六
滝ヶ崎 常雄 七四
鈴木 英男

部宿 落
下宿 屋
根古 屋
若海 宿
下宿 山
中宿 塙
竹の 塙
西谷 屋
根古 屋
西連 寺
上宿 宿

死亡

へ4月

岩本 幸夫 二男
越智 美由起 二女
理崎 哲也 長男
横田 知子 二女
横田 典子 三女
川井 伸広 二男
斎藤 智博 二男
風間 喜代美 長女
藤崎 明子 長女
小貫 周子 長男
上田 みどり 長女
鈴木 理枝 長女
平野 小百合 長女
茂木 敏之 長男
額賀 淳 長男
館洞 一成 長男

俊司 夫
清雄 夫
達夫 夫
安夫 夫
安夫 夫
伸一 夫
正一 夫
正一 夫
文一 夫
文一 夫
真一 夫
彰一 夫

柄ヶ丘 貝
緑ヶ丘 貝
新田 田
若海 海
若海 海
新井 井
上井 井
藤井 井
中里 山
上宿 宿
新宿 宿